

「エクスプレス予約サービス会員規約」等の一部改定について

いつもエクスプレス予約をご利用いただき、誠にありがとうございます。
2022年6月25日(土)に、「エクスプレス予約サービス会員規約」等の一部改定いたします。

■主な改定内容

- ・九州新幹線へのサービス延伸等

改定内容の全文は次ページ以降でご確認ください。

※九州新幹線へのサービスエリア延伸についてのご案内は、以下HPでご確認ください。
エクスプレス予約ホームページ https://expy.jp/lp/new_service_2022/

■改定日

2022年6月25日(土)

現 行 (2022年6月24日まで)	改 正 (2022年6月25日以降)
<p style="text-align: center;">エクスプレス・カード (E予約専用) 会員規約</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>第4条 (管理責任者)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>6. 法人会員等は、カード使用者の申請を希望する場合、管理責任者を通じて<u>手続を行う</u>ものとします。<u>この場合、法人会員等は、管理責任者をして、両社所定の申請書に、両社の指示に基づき、管理責任者の届出印を捺印させ、両社に提出するものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>第5条 (カード番号の機能)</p> <p>1. 会員は、法人会員の事業の遂行のために東海道・山陽新幹線に乗車するにあたって、その乗車券類の購入決済を利用目的としてカード番号を利用することにより、エクスプレス予約コーポレートサービスを利用することができます。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>第9条 (会員情報の収集等に関する同意)</p> <p>1. 法人会員等は、JCB が会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。</p> <p>(1) JCB が本契約(本申し込みを含む。以下同じ。)のために、以下の①②③④⑤⑥⑦の会員情報を収集、利用すること。</p> <p>①法人等の名称、代表者、カードの利用目的、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および第8条に基づき届け出た事項。</p>	<p style="text-align: center;">エクスプレス・カード (E予約専用) 会員規約</p> <p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>第4条 (管理責任者)</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>6. 法人会員等は、カード使用者の申請を希望する場合、<u>JCB が別に定める法人 WEB 手続きサービスを利用して、管理責任者が手続し両社の承認を得るものとします。ただし、両社が特に認める場合には、法人会員等は、管理責任者を通じて、両社所定の他の方法によりカード使用者の申請に係る手続を行うことができるものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>第5条 (カード番号の機能)</p> <p>1. 会員は、法人会員の事業の遂行のために東海道・山陽・九州新幹線に乗車するにあたって、その乗車券類の購入決済を利用目的としてカード番号を利用することにより、エクスプレス予約コーポレートサービスを利用することができます。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>第9条 (会員情報の収集等に関する同意)</p> <p>1. 法人会員等は、JCB が会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。</p> <p>(1) JCB が本契約(本申し込みを含む。以下同じ。)のために、以下の①②③④⑤⑥⑦の会員情報を収集、利用すること。</p> <p>①法人<u>会員</u>等の名称、代表者、カードの利用目的、事業内容、実質的支配者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および第8条に基づき届け出た事項。</p>

(中略)

2. 法人会員等は、JR 東海が会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

(1) JR 東海が本規約等に定めるサービスの提供のために、以下の①②③④⑤⑥の会員情報を収集、利用すること。

①法人等の名称、代表者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および第 8 条に基づき届け出た事項。

(中略)

(2) JR 東海が以下の目的のために、前号①②③④⑤の会員情報を利用すること。ただし、法人会員が本号③に定める営業案内について中止を申し出た場合、JR 東海は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。)

①JR 東海の鉄道事業等当社定款に記載の事項に関わるサービス等の取引。

②JR 東海の鉄道事業等当社定款に記載の事項における販売状況分析、商品開発。

③JR 東海事業における宣伝物の送付等の営業案内。

(中略)

第 31 条 (誓約事項等)

1. 法人会員は、本契約締結時および将来にわたって、会員等の役員・顧問・従業員または会員等を実質的に支配しもしくは会員等の経営に影響力を行使できる者が暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者 (以下、上記の 9 者を総称して「暴力団員等」という。)、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者 (以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」

(中略)

2. 法人会員等は、JR 東海が会員情報につき必要な保護措置を行ったうえで以下のとおり取り扱うことに同意します。

(1) JR 東海が本規約等に定めるサービスの提供のために、以下の①②③④⑤⑥の会員情報を収集、利用すること。

①法人会員等の名称、代表者、所在地、電話番号等、法人会員等が入会申込時および第 8 条に基づき届け出た事項。

(中略)

(2) JR 東海が以下の目的のために、前号①②③④⑤の会員情報を利用すること。ただし、法人会員が本号③に定める営業案内について中止を申し出た場合、JR 東海は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。(なお、中止の申し出は本規約末尾に記載の相談窓口へ連絡するものとします。)

①JR 東海の鉄道事業等当社定款に記載の事項に関わるサービス等の取引。

②JR 東海の鉄道事業等当社定款に記載の事項における販売状況分析、商品開発。

③JR 東海の事業における宣伝物の送付等の営業案内。

(中略)

第 31 条 (誓約事項等)

1. 法人会員等は、本契約締結時および将来にわたって、法人会員等、カード使用者およびカード使用者として入会を申し込まれた方、管理責任者 (契約事務責任者を含む。)、実務担当者ならびに E X 予約コーポレート規約第 16 条に定める利用者 (エクスプレス予約コーポレートサービスの利用にあたり、カード使用者またはカード使用者が締結した運送契約に基づき乗車を認めるカード使用者以外の者をいう。) (以下、本条においてこれらの者を総称して「会員等」という。)、会員等の役員・顧問・従業員、または会員等を実質的に支配しもしくは会員等の経営に影

という。)のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて JR 東海もしくは JCB の信用を毀損し、または JR 東海もしくは JCB の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下、総称して「不当な要求行為等」という。）を行わないことを誓約するものとします。

2. 両社は、会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合は、何らの通知・催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。

3. JCB は、会員等が本条第 1 項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカードの利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カードの利用を一時停止した場合には、会員等は、JCB が利用再開を認めるまでの間、カード利用を行うことができないものとします。また、会員が本条第 1 項の規定に違反している場合には、第 24 条第 1 項 (7) に基づき法人会員は期限の利益を喪失するものとします。

(中略)

5. 両社は、会員が反社会的勢力であることを知ったときは、その後本規約等に定める新たな取引を行わないものとします。

(以下略)

改定日 令和 3年3月6日

響力を行使できる者が、暴力団、暴力団員および暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業に属する者、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する者（以下、上記の 9 者を総称して「暴力団員等」という。）、暴力団員等の共生者、その他これらに準ずる者（以下、上記のすべてを総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないこと、および自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて JR 東海もしくは JCB の信用を毀損し、または JR 東海もしくは JCB の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為（以下、総称して「不当な要求行為等」という。）を行わないことを誓約するものとします。

2. 両社は、法人会員等が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合は、何らの通知・催告を要せず、直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。

3. JCB は、法人会員等が本条第 1 項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員等によるカードの入会申込みを謝絶し、本規約に基づくカード番号の利用を一時的に停止し、その他必要な措置をとることができるものとします。カード番号の利用を一時停止した場合には、会員等は、JCB が利用再開を認めるまでの間、カード番号利用を行うことができないものとします。また、法人会員等が本条第 1 項の規定に違反している場合には、第 24 条第 1 項 (7) に基づき法人会員は期限の利益を喪失するものとします。

(中略)

5. 両社は、会員等が反社会的勢力であることを知ったときは、その後本規約等に定める新たな取引を行わないものとします。

(以下略)

改定日 令和 4年6月25日

<p style="text-align: center;">エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用）規約</p> <p style="text-align: center;">（前略）</p> <p>第2条（本サービスの利用および利用資格）</p> <p>1. カード会員規約で定める管理責任者および実務担当者（以下、総称して「管理責任者等」という。）は、本サービスの利用開始前に、本サービスの申込サイト上でカード会員規約に定める基本カード番号を識別するために基本カード番号ごとに付与した会員 ID 番号（以下「会員 ID」という。）や、管理責任者等に通知する際に利用する電子メールアドレスおよび連絡先電話番号等を入力することにより、本サービスの登録を行うものとし、管理責任者等は、登録手続において、当社が要求する情報を正確に登録するものとし、</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p> <p>改定日 令和 <u>3</u>年 <u>3</u>月 <u>6</u>日</p>	<p style="text-align: center;">エクスプレス予約コーポレートサービス（E予約専用）規約</p> <p style="text-align: center;">（前略）</p> <p>第2条（本サービスの利用および利用資格）</p> <p>1. カード会員規約で定める管理責任者 <u>（以下、本規約においてはカード会員規約に定める「契約事務責任者」を含む。）</u> および実務担当者（以下、総称して「管理責任者等」という。）は、本サービスの利用開始前に、本サービスの申込サイト上でカード会員規約に定める基本カード番号を識別するために基本カード番号ごとに付与した会員 ID 番号（以下「会員 ID」という。）や、管理責任者等に通知する際に利用する電子メールアドレスおよび連絡先電話番号等を入力することにより、本サービスの登録を行うものとし、管理責任者等は、登録手続において、当社が要求する情報を正確に登録するものとし、</p> <p style="text-align: center;">（以下略）</p> <p>改定日 令和 <u>4</u>年 <u>6</u>月 <u>25</u>日</p>
<p style="text-align: center;">JR 東海 EX-IC サービス規約（E予約専用）</p> <p style="text-align: center;">（前略）</p> <p>第8条（申込および決済の方法、契約の成立等）</p> <p>1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとし、</p> <p>※EX-IC 運送契約により大人1名が IC カードで乗車する場合は、カード使用者本人の利用に限ります。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>10. EXサービス運送約款第27条の2に定める特殊な乗車取扱いをした</p>	<p style="text-align: center;">JR 東海 EX-IC サービス規約（E予約専用）</p> <p style="text-align: center;">（前略）</p> <p>第8条（申込および決済の方法、契約の成立等）</p> <p>1. カード使用者は、本サービスにより EX-IC 運送契約の締結を申し込む場合、本サービスの申込サイト上にて当社が別に定める操作を行うものとし、</p> <p>※EX-IC 運送契約により大人1名が IC カードで乗車する場合は、カード使用者本人の利用に限ります。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>10. EXサービス運送約款第27条の2に定める特殊な乗車取扱いをした</p>

場合の EX-IC 運送契約の成立時期は、第 3 項および第 9 項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による改札を受けたときとします。この場合、EX-IC 運送契約の運賃等は、カード使用者の入出場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対する EX 予約サービス（普通車自由席）の発売額とします。また EX-IC 運送契約の運賃等の決済は、第 5 項の定めによらず、乗車日以降に指定クレジットカードによって決済を行うものとし、併せて決済内容についてカード使用者の電子メールアドレスへの電子メールの送信等を行い、EX-IC 運送契約の通知を行うものとします。

(以下略)

改定日 令和 3 年 3 月 6 日

場合の EX-IC 運送契約の成立時期は、第 3 項および第 9 項の定めによらず、駅において乗車の際に自動改札機による処理を受けたときとします。この場合、EX-IC 運送契約の運賃等は、カード使用者の入出場の記録をもとに、乗車した区間、乗車日に対する EX 予約サービス（普通車自由席）の発売額とします。また EX-IC 運送契約の運賃等の決済は、第 5 項の定めによらず、乗車日以降に指定クレジットカードによって決済を行うものとし、併せて決済内容についてカード使用者の電子メールアドレスへの電子メールの送信等を行い、EX-IC 運送契約の通知を行うものとします。

(以下略)

改定日 令和 4 年 6 月 25 日

別添 17

EX アプリサービス利用規約

第 1 条（適用範囲）

1 「EX アプリサービス利用規約」（以下、「本規約」という。）は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）と西日本旅客鉄道株式会社が共同で提供するエクスプレス予約サービス及びスマート EX サービス（以下、総称して「EX サービス」という。）を当社が提供するスマートフォン用アプリケーション「EX アプリ」（以下、「本アプリ」という。）で利用する場合に、当社と本アプリの利用者（以下、「アプリ利用者」という。）との間に適用されるものです。

(以下略)

改正日 令和 3 年 3 月 6 日

別添 17

EX アプリサービス利用規約

第 1 条（適用範囲）

1 「EX アプリサービス利用規約」（以下、「本規約」という。）は、東海旅客鉄道株式会社（以下、「当社」という。）と西日本旅客鉄道株式会社および九州旅客鉄道株式会社が共同で提供するエクスプレス予約サービス及びスマート EX サービス（以下、総称して「EX サービス」という。）を当社が提供するスマートフォン用アプリケーション「EX アプリ」（以下、「本アプリ」という。）で利用する場合に、当社と本アプリの利用者（以下、「アプリ利用者」という。）との間に適用されるものです。

(以下略)

改正日 令和 4 年 6 月 25 日